

[資料2]

後期高齢者医療制度の周知方法について

令和8年2月

山口県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の周知方法について

1 現在の制度周知の方法について

現在、制度全般について周知するため、「パンフレット」の作成及び「ホームページ」の運営を行っている。

また、被保険者に対し、個別に医療費通知等の各通知を行う際、説明用の「リーフレット」等を同封している。

その他、「市報」及び「ポスター」掲示等によっても制度周知を図っている。

2 パンフレット及びホームページについて

ホームページについては、閲覧機会がない被保険者がいると想定されることから、引き続き、パンフレットを主体に、ホームページについてはパンフレットを補完するものとして制度周知を行うこととしている。

3 パンフレットの長所・短所について

パンフレットの長所・短所と考えられる点は、次のとおりである。

(1)長所：後期高齢者医療制度をコンパクトかつ体系的に理解できる。

(2)短所：紙面の制約があり、詳細に説明するため情報量を増やすと、文字が小さくなる。

4 パンフレットに係る懸案事項について

パンフレットによる制度周知を促進するため、情報量と文字サイズについて、適切なバランスを図ることが懸案となっている。

5 協議事項について

(1)パンフレット等の利用状況について

(2)パンフレットの文字サイズについて

(3)その他